

第3回行政不服審査交流会 分科会における意見交換事項について（例示）

次の事項について、現場の実態を紹介するとともに、現場の悩み、工夫の状況等について意見交換を行う。団体の規模により、「迅速性の要請」と「公正性・透明性の確保」のために取り得る方策も異なることから、分科会においては、一定の結論を導き出すことは目的としない。

| 事項 | 第1分科会：審査委員会関係 | 第2分科会：審査会事務局関係 | 第3分科会：審理員・補助者関係 | 第4分科会：審査庁・処分庁関係 |
|-----------|--|---|--|--|
| | 【共通テーマ】 「迅速性の要請」と「公正性・透明性の確保」とをどのように実現するか | | | |
| ①審査・審理期間等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問から答申までの所要日数の実態 ・ 審査会の開催頻度 ・ 事案の併合・分離の実際 ・ 審理員意見書等に基づく審査会審査の実際 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問事案の受理から諮問及び答申までの所要日数の実態 ・ 事務局における諮問書等に係る事実確認等を実際 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求事案に係る審理員の指名から審理員意見書の提出までの所要日数の実態 ・ 審理に係る進行管理、審理手続きの計画的遂行 ・ 審理関係人の審理への協力状況 ・ 事案の併合・分離の実際 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準審理期間の設定・公表の実態 ・ 事案の受理から裁決までの所要日数の実態 ・ 審理員を指名することなく却下した事案の実績。当該事務処理に係る留意点 ・ 申立人による取下げの実績 ・ 諮問書作成の実際 |
| ②体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 部会制の採用等審査会の体制 ・ 行政不服審査会と情報公開審査会等、他審査会との関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 部会制に応じた事務局体制の実態 ・ 不服審査会事務局の設置形態(単独設置、情報公開審査会等、他審査会との兼任、その他)に応じた工夫、課題等の実際 ・ 小規模自治体における事務局体制整備上の課題と工夫 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審理員と補助者との関係 ・ 単独審理員制と複数審理員制 ・ 上級行政庁がなく処分庁が審査庁(審理員) になる場合の公正性の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審理員名簿の作成と公表の状況 ・ 審査請求事案に係る審理員の指名の実際(単独指名、複数指名、その都度指名) ・ 外部専門家審査員に指名する場合の留意点 ・ 上級行政庁がなく処分庁が審査庁(審理員) になる場合の公正性の確保 |

| 事項 | 第1分科会：審査委員会関係 | 第2分科会：審査会事務局関係 | 第3分科会：審理員・補助者関係 | 第4分科会：審査庁・処分庁関係 |
|-----------|---|--|---|--|
| | | | | 確保 |
| ③口頭意見陳述 | <ul style="list-style-type: none"> 口頭意見陳述の機会付与の実態 口頭意見陳述実施上の課題と工夫 | <ul style="list-style-type: none"> 口頭意見陳述に係る準備・設営等の留意点 | <ul style="list-style-type: none"> 口頭意見陳述の実施状況 口頭意見陳述実施上の課題と工夫 | <ul style="list-style-type: none"> 口頭意見陳述の出席状況（処分庁） 口頭意見陳述実施上の課題と工夫（処分庁） |
| ④争点・論点整理等 | <ul style="list-style-type: none"> 論点整理における課題と工夫 審査会の調査権限行使の実態 | <ul style="list-style-type: none"> 論点整理における課題と工夫 審査会の調査権限行使の実態 | <ul style="list-style-type: none"> 争点整理における課題と工夫 弁明書は、争点整理を行う上で有用なものとなっているか？ 審理員による検証の実際 | <ul style="list-style-type: none"> 答申時の審査庁意見の実際 審理員意見書と異なる意見を付した事例 質問に対する回答等の事例（処分庁） |
| ⑤提出書類等の閲覧 | <ul style="list-style-type: none"> 提出書類の閲覧請求の実績 | <ul style="list-style-type: none"> 閲覧・交付に係る事務に関する留意点 閲覧手数料の実態 | <ul style="list-style-type: none"> 提出書類の閲覧請求の実績。個人情報保護の視点等、当該請求に係る事務処理上の課題 閲覧手数料の実態 | <ul style="list-style-type: none"> 提出書類の閲覧請求に係る意見の事例（処分庁） |
| ⑥答申、裁決 | <ul style="list-style-type: none"> 答申書作成のポイント（構成、審理員意見書との相違） 答申書作成に係る事務局と審査会との役割分担の実際 | <ul style="list-style-type: none"> 公表用の答申内容の作成に係る留意点、審査会答申書の公表（総務省D Bの活用） 答申書作成に係る事務局と審査会との役割分担の実際 | <ul style="list-style-type: none"> 審理員意見書作成上の留意点 | <ul style="list-style-type: none"> 審査会答申書、裁決書の公表（総務省D Bの活用） 審査請求を不服審査会に諮問することなく却下した事案の実績。当該事務処理に係る留意点 審理員意見書・審査会答申と異なる裁決をした事例 審査会への諮問の要・不要の実際 処分庁が職権で処分を取り消した |

| 事項 | 第1分科会：審査委員会関係 | 第2分科会：審査会事務局関係 | 第3分科会：審理員・補助者関係 | 第4分科会：審査庁・処分庁関係 |
|------------|---|---|--|--|
| | | | | ことにより請求を却下した事例 |
| ⑦審査請求人への対応 | <ul style="list-style-type: none"> 口頭意見陳述時における審査請求人への対応上の留意点 | <ul style="list-style-type: none"> 提出資料の不明点の照会等のため、審査請求人に接触する際の留意点 | <ul style="list-style-type: none"> 口頭審理時における審査請求人への対応上の留意点 | <ul style="list-style-type: none"> 審査請求書の受付時における審査請求人への対応上の留意点 審査請求書に係る補正命令の実際 審査請求人に対する情報提供の実際 |
| ⑧運営改善への対応 | <ul style="list-style-type: none"> 答申書への「付言」の活用等運営改善への対応 | | <ul style="list-style-type: none"> 審理過程において、行政運営の改善事項を把握した場合の対応 | <ul style="list-style-type: none"> 審査請求書のチェック等の段階で行政運営の改善事項を把握した場合の対応 審査会の付言等への対応事例 |